

毎月15日までに受付けた請求書は、翌々月の10日頃互助組合へお届けの銀行預金口座へ振込みます。

# 結婚祝等請求書

請求は受給事由が発生した日から3年以内に

※キリトリ線より切り取ってください

[コピーの際はB5サイズ]

「会員証」の7桁の番号を記入してください

該当する項目に○をしてください

## 結婚祝等請求書

年 月 日

一般財団法人 大阪府教職員互助組合 理事長 殿

下記のとおり別添の書類を添えて請求します。

(いずれかを○でかこんでください。)

退 職 会 員	会員番号 <small>(証の個人番号)</small>	1	2	3	4	5	6	7	給付区分 コード	1.結婚	0	0	2	3	0		
										2.銀婚	0	0	2	3	1		
									③金婚	0	0	2	3	2			
	フリガナ	ウエロク ゴスケ							生年 月日	年	月	日					
	氏名	上六 五助								1943	1	0	0	5			
	住所	〒543-0021 TEL 06(6762)7331 天王寺区東高津町7-1-1															
	結婚祝等 請求金額	¥30,000							婚姻届出 年月日	年	月	日					
										1964	0	5	0	8			

空白に0を入れてください

※キリトリ線より切り取ってください

〈添付書類〉

結婚の場合

市区町村長が発行するもので婚姻したことを証するもの。

(例) 戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書：本人名義)、婚姻届受理証明書で発行日が記載されているもの。

銀婚・金婚の場合

市区町村長が発行するもので婚姻を届け出た日から当該婚姻関係が満25年、または満50年にわたって継続していたことを証するもの。

(例) 戸籍謄本(全部事項証明書)、戸籍抄本(個人事項証明書：本人名義)で発行日が記載されているもの。婚姻を届けた日(起算日)より満25年・50年に達した日以降に発行されたものが必要です。

〈留意事項〉

1.請求期限は、受給事由が発生した月から3年以内です。3年を経過しますと期限切れとなり給付できませんのでご注意ください。

2.夫婦とも退職会員の場合は、双方からご請求いただけます。

※給付金請求書に記載いただきました個人情報は、当該事業の正常な運営に必要な業務、および当互助組合事業の円滑な運営に必要な業務にのみに利用いたします。